



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する 法律の一部を改正する法律の施行について

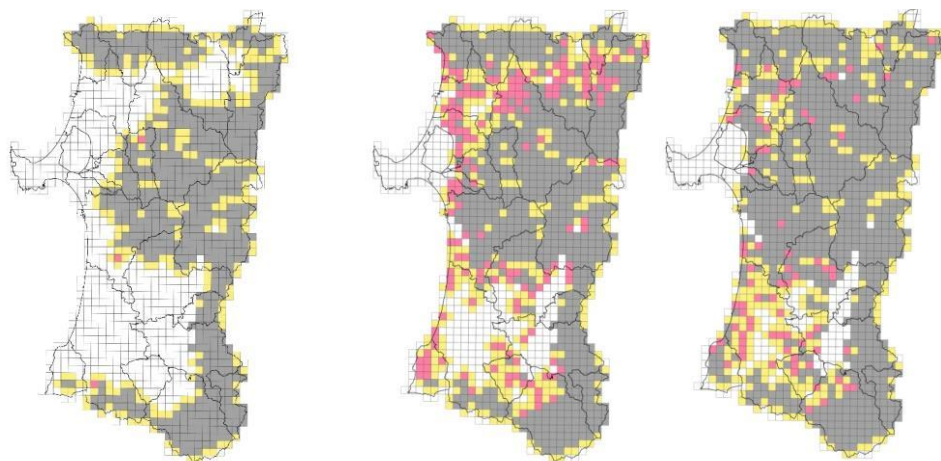
令和7年10月3日
自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

クマ（ヒグマ・ツキノワグマ）の生息及び被害状況

- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、**クマの分布が人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマによる**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。令和6年度は82件、85名。

秋田県におけるクマの分布域の増減

(平成13年度→令和7年度)

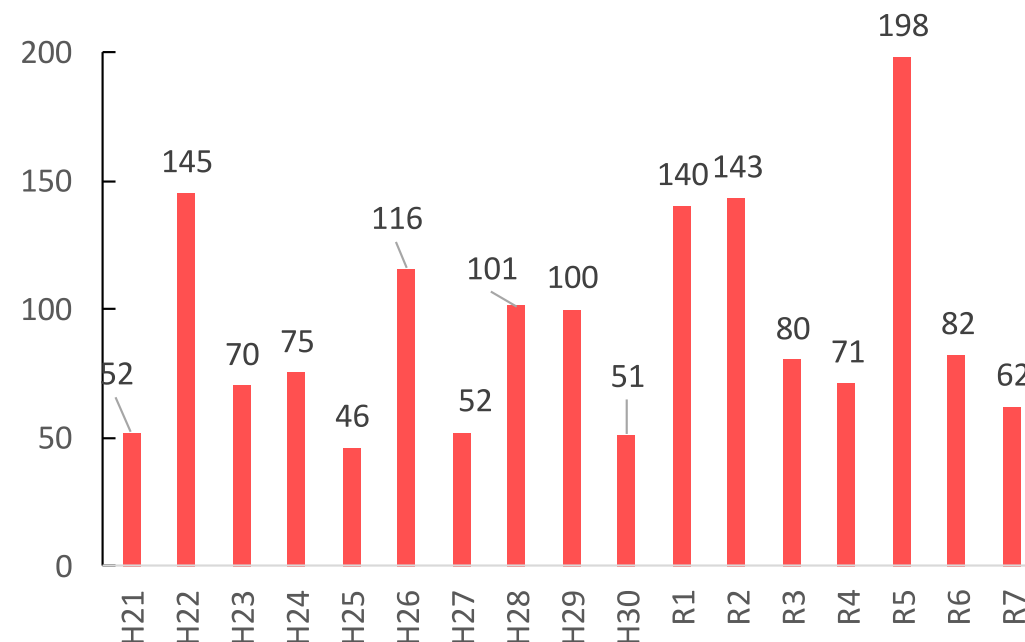
第2次計画
(H19-:833メッシュ)第5次計画
(R4-:1,148メッシュ)第6次計画
(R7-:1,215メッシュ)参考：第1次計画
(H13-:586メッシュ)各計画における
分布メッシュ

■ 前計画の分布メッシュ
 ■ 各計画における新規拡大メッシュ
 ■ 各計画における推定分布メッシュ

クマによる人身被害件数

R5は、秋田県（62件）及び岩手県（46件）に被害が集中

被害数(件)



出典：秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第6次ツキノワグマ）（資料編）を一部改変

出典：環境省（2025年度は8月末までのデータ）

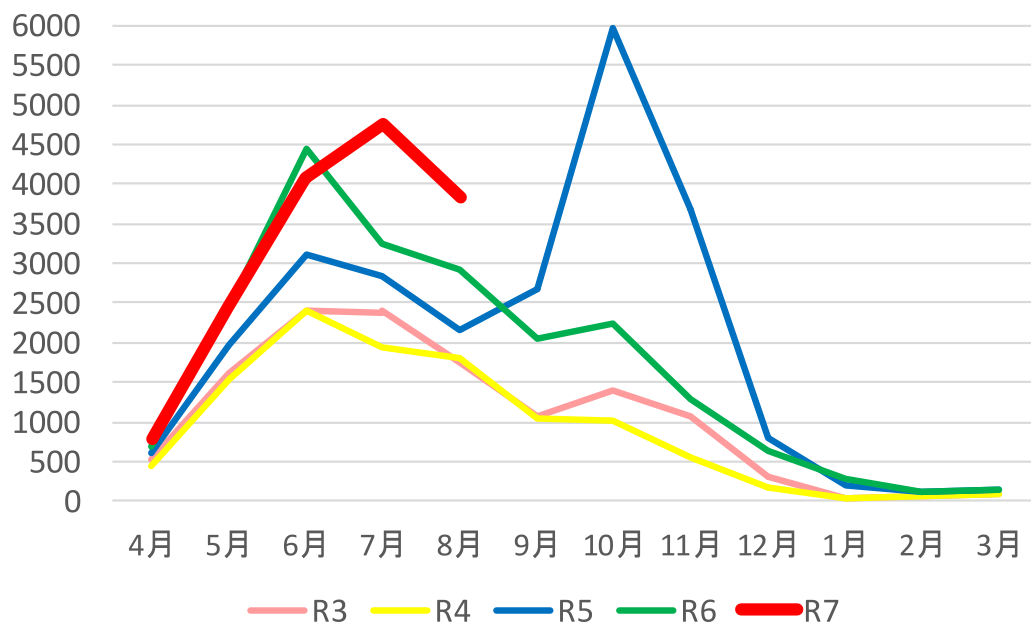
令和7年度のクマの出没や被害状況について

○ 令和7年度の出没件数、被害件数、被害者数の推移※

	出没件数 (4月～8月)	人身被害件数 (4月～8月)	人身被害者数 (4月～8月)	死亡者数 (4月～8月)
令和7年度	15,893	62	69	5
令和6年度	13,774	56	58	2
令和5年度	10,705	69	71	2

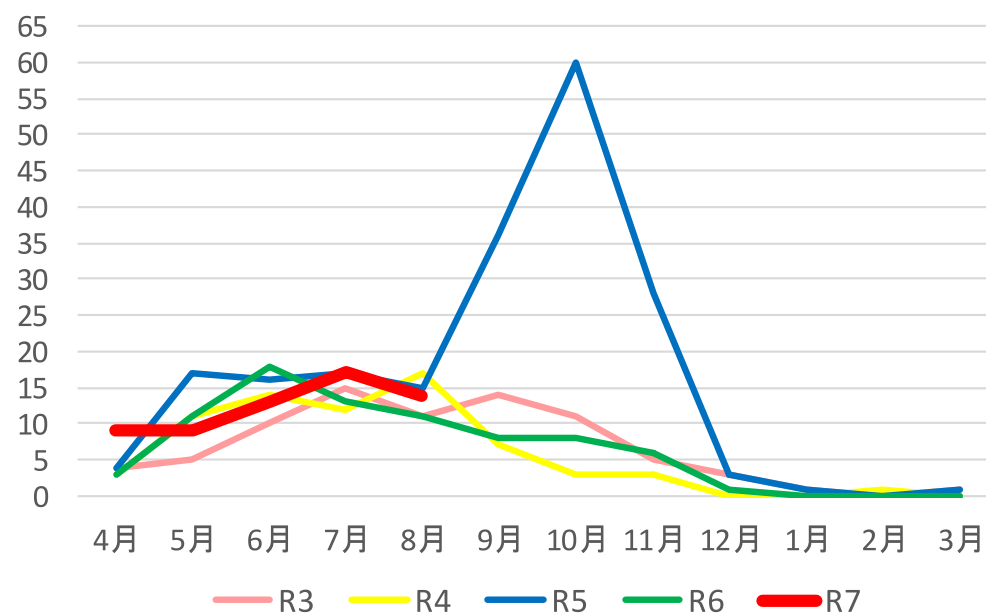
(件)

直近5年における月別の出没件数



(件)

直近5年における月別の人身被害件数



※北海道は出没件数の公表は行っていないため、出没件数は北海道以外の都府県の合計。人身被害、死亡者数は全都道府県の合計。

○令和7年度のクマによる死亡事故概要

発生日時	発生場所	被害者	発生場所	事故概要
6月22日	長野県大町市	男性・40代	森林	タケノコ取り中にクマに遭遇。同行していた男性も軽傷。
7月4日	岩手県北上市	女性・80代	市街地	自宅内で全身に動物の爪による傷が多数ある状態で死亡しているところを発見。
7月12日	北海道福島町	男性・50代	市街地	新聞配達中にヒグマに襲われ亡くなった。
7月31日	秋田県北秋田市	女性・70代	市街地	グループホームに入居していた女性が敷地内で倒れているのが発見され、外傷からクマに襲われたと判断。治療を受けていたが8月20日に亡くなった。
8月14日	北海道斜里町	男性・20代	森林	羅臼岳登山中にヒグマに遭遇し、襲われた。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律 (令和7年法律第28号) の概要

環境省

人の日常生活圏に**クマ等**が出没した場合に、地域住民の**安全の確保の下で銃猟を可能**とする。



■ 背景

クマ等（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ）の人の日常生活圏への出没が増加。とりわけ令和5年度にはクマによる**人身被害の人数が過去最多**※1

※1 件数の把握がある平成18年度以降最多（198件219人）

現行の鳥獣保護管理法は、**住居集合地域等**※2における銃猟、**建物・乗物・飼養動物に向かってする銃猟、夜間の銃猟を禁止**（第38条）。

※2 住居が集合している地域又は広場、駅、その他の多数の者の集合する場所。

現に危険が生じている場合は、警察官職務執行法による命令や刑法の緊急避難により、応急的に銃猟を実施しているが、**より予防的・迅速な対応を可能とする必要**。

■ 主な改正内容 クマ等の銃猟に関する制度の見直し

○市町村長は、

- ①**危険鳥獣**（クマ等）が人の日常生活圏（住居、広場、乗物等）に侵入※3し、
- ②危険鳥獣による人の生命又は身体に対する**危害を防止する措置が緊急に必要**で、
- ③銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり、
- ④避難等によって**地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合には、危険鳥獣の銃猟を捕獲者**※4に委託して実施させることができる(**緊急銃猟**)（第38条の適用除外）。

※3 侵入するおそれ大きいことを含む。

※4 政令で定める技能要件を満たす者に限る。

○緊急銃猟の実施にあたり、下記の関連規定を整備。

- ・地域住民の安全確保のため、必要に応じ、市町村長は**通行制限、避難指示を実施**。
- ・市町村長は、**都道府県知事に応援を要請**することができる。
- ・緊急銃猟の実施に伴う損失（物損）については、市町村長が**補償**※5。

※5 保険により対応することを想定



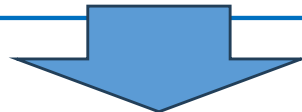
クマ等が人の日常生活圏に侵入する事態に対し、安全かつ迅速に対応することを可能に

<施行日> 令和7年9月1日

※上記改正法による制度整備に加え、国は財政支援（交付金）や技術的支援（ガイドライン策定）等を実施4

◇施行に向けた準備対応

- ①緊急銃猟の手順を詳細に示した「**緊急銃猟ガイドライン**」を
令和7年7月8日に公表。（参考1）
- ②自治体向け**オンラインweb説明会**を7月24、25、29日に実施。
3日間で延べ1500人以上の自治体職員が参加。
- ③**全国5か所で現地研修会を実施予定**
（北海道（8月21日実施済み）、秋田県（9月22日実施済み）、
福島県、長野県、島根県）（参考2）
- ④緊急銃猟の委託が想定されるハンターを登録し、自治体間で共有することで、
体制確保に役立てる「**クマ人材データバンク**」を8月7日から運用開始。
現在、全国約180名のハンターが登録されている。（参考3）



改正鳥獣保護管理法の施行日：**令和7年9月1日**

(参考1) 緊急銃猟ガイドライン概要 (令和7年7月公表)

改正鳥獣保護管理法 (令和7年4月成立) に基づく緊急銃猟制度の運用方法を市町村に丁寧に解説する。

〈緊急銃猟制度〉

○人の日常生活圏(農地や河川敷、建物内等)にクマ・イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度。

〈必要な人員・関係者の協力体制の確保〉

○平時からの体制確保を推奨。
○特に、捕獲の実施者の確保について、以下を推奨。
・政省令の要件を満たす者(過去3年以内の大型獣の捕獲経験を有していること等)の特定
・外部者に委託の場合、**負担を考慮した日当の設定**
※**環境省の交付金等が活用可能**である旨も補足
※捕獲実施者に応諾義務はない旨を解説した上で、**中・長期的な体制の確保の必要性**も解説

〈保険の加入〉

○物損等に備え、予め**保険加入を推奨**。
○**保険商品の選定に関する考え方**(保険の対象範囲と市町村のニーズを踏まえるなど)の解説。
○**環境省交付金・特別交付税措置の活用**も紹介。

〈損失補償手続〉

○**損失補償の範囲や手続**を解説。
○人身事故については国家賠償法で対応。

〈付録〉

○**地域住民等に向けた広報資料とガイドラインの概要資料(全8P)も収録。**



〈ガイドライン目次〉

1 はじめに

- (1) 緊急銃猟制度とは
- (2) 本ガイドラインの概要、位置付け
- (3) 用語の整理
- (4) 本ガイドラインの構成

2 各主体の役割

3 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備

- (1) 対応マニュアルの作成
- (2) 必要な人員・関係者の協力体制の確保
- (3) 机上及び実地訓練・研修等の実施
- (4) 備品の確保
- (5) 保険の加入

4 緊急銃猟の実施について

- (1) 住民等からの通報・緊急銃猟に関する計画の調整
- (2) 都道府県に対する応援の要請
- (3) **安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備**
- (4) 緊急銃猟に係る条件の確認
- (5) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託、留意点の伝達
- (6) 緊急銃猟のための土地の立入等(土地の立入、障害物の除去)
- (7) 緊急銃猟の実施
- (8) 原状回復、安全を確保する措置の解除、損失確認まで
- (9) 損失補償手続
- (10) 捕獲後の実績の記録

5 事例

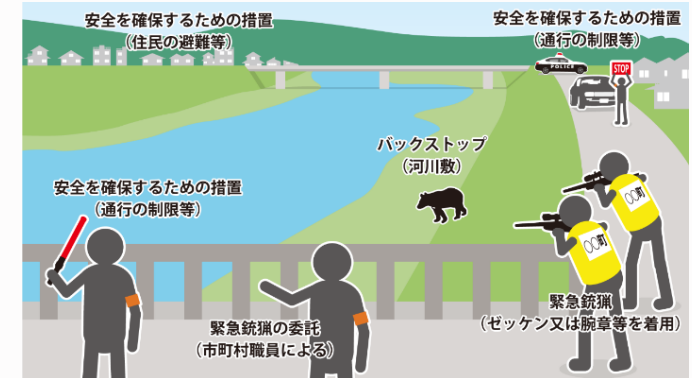
6 緊急銃猟の留意点(対象鳥獣の性質等)

7 警察との連携等について

付録

〈安全を確保するための措置の実施・銃猟の準備〉

○**通行禁止・制限措置、住民の避難の考え方や方法**を解説。
捕獲の実施者等の情報も踏まえ、用いる銃器の性能、バックストップの状況等から、類似する事例も参考に個別に判断

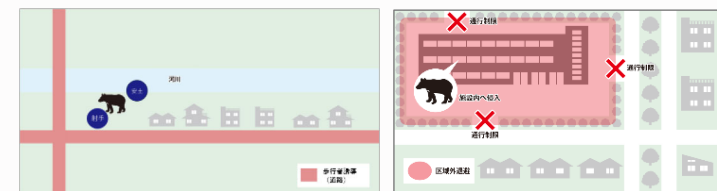


〈緊急銃猟の実施〉

○委託等した後は、**発砲タイミング等は捕獲者の知見に委ねる**。
なお、**緊急銃猟は市町村の責任の下で行われるものである**旨を解説。

〈事例〉

○**緊急銃猟の参考となる12事例を図も用いて紹介。**



例1 河川敷のクマの銃猟 例2 建物内のクマの銃猟

〈警察との連携等〉

○緊急銃猟の実施においても**警察は避難誘導等に協力する**旨及び危険が現に差し迫っており、緊急銃猟で対処できない場合等には**警察官職務執行法の適用も排除されない**旨を記載

(参考2) 緊急銃猟に係る現地研修会の開催の様子

- ・ 緊急銃猟に係る第1回の現地研修会を北海道下川町（8月21日（木））、秋田県横手市（9月22日（月））に開催。
- ・ 下川町では、訓練参加者である下川町、地元猟友会、警察、北海道庁職員のほか、道内各市町村から26名が見学のため参加。
※研修会への参加者は合計約50名程度
- ・ 横手市では、訓練参加者である横手市、地元猟友会、警察、秋田県庁職員のほか、東北各県・市町村から74名が見学のため参加。
※研修会の参加者は合計約100名程度



現地研修会（机上訓練）の様子

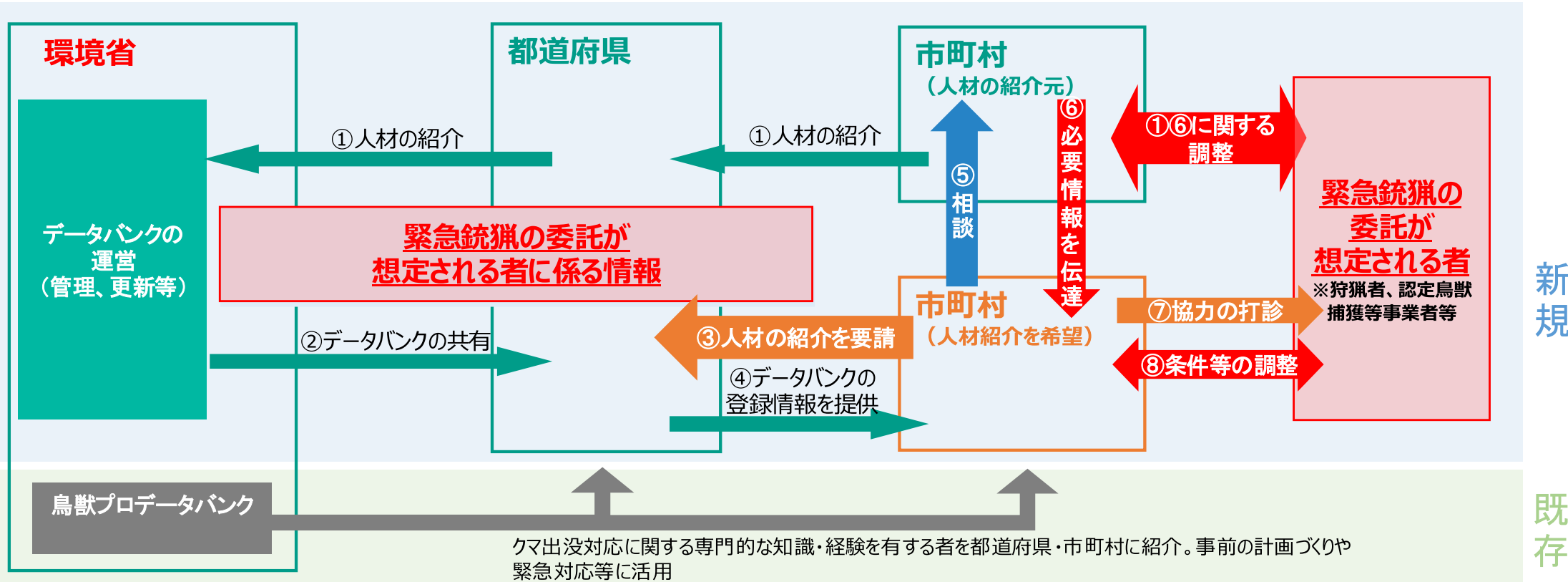


実地訓練の様子

(参考3) クマ人材データベース (概要)

平時から市町村が行う体制整備に活用可能な、**緊急銃猟の委託候補者に係る情報が登録された人材データベース (R7.8～)**

1. 事業スキーム ※番号は事業活用時の手順を示す



2. データバンク (イメージ)

ID	所在地	情報提供元市町村の連絡先	活動可能な範囲	捕獲等の経験を有する鳥獣の種類	クマの捕獲等経験の種類 (場所)	クマの捕獲等経験の種類 (方法)
R7〇〇町 1	〇〇県〇町	〇〇町〇〇課 Tel:000-0000-0000 Mail:〇〇〇〇〇〇	・近隣市町村	ツキノワグマ、ニホンジカ	山野のみ	動いている個体の捕獲等
R7〇〇町 2	〇〇県〇町	〇〇町〇〇課 Tel:000-0000-0000 Mail:〇〇〇〇〇〇	・近隣市町村 (都道府県界を超えることも可)	ツキノワグマ、ニホンジカ	山野と人の日常生活圏両方	動いている個体の捕獲等

※上記は実包による捕獲等の登録例。麻酔銃猟、夜間銃猟についても同様に登録する。

「鳥獣保護管理の基本的な指針」の第14次改正について

- 鳥獣保護管理法第3条に基づき、環境大臣が鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下、基本指針)を定め、これに即して、都道府県知事が鳥獣保護管理事業計画を定める
- 基本指針は5年ごとに見直しを実施(現行の基本指針は令和3年10月告示)しており、現行の計画期間は令和8年度末まで
- 令和7年度より、令和8年度の基本指針の改正に向けた点検を実施

1. 点検のポイント(例)

項目	点検のポイント(例)
鳥獣の管理の強化	・危険鳥獣(クマ類、イノシシ)の人の日常生活圏への侵入防止等の考え方 ・ニホンジカ、イノシシの個体数の半減目標の達成に向けた状況
鳥獣の保護の推進	・鳥類における鉛中毒防止 ・くくりわな等による錯誤捕獲の防止、猟法・猟具の基準等の適性化 ・狩猟鳥獣の選定の考え方の見直し
人材育成・確保	・中・長期的な捕獲等の担い手・体制の確保 ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用
野生鳥獣に由来する感染症対策	・特に高病原性鳥インフルエンザの海鳥や海獣類への感染への対応

2. スケジュール(案)

【令和8年】 3月 中央環境審議会自然環境部会(諮問)
 4月 中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会
 5月 中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会
 6月 パブリックコメント実施

7月 中央環境審議会鳥獣保護管理小委員会
 8月 中央環境審議会自然環境部会(報告、答申)
 9月 告示